

事業系ごみの適正処理と 減量化リーフレット

松戸市ごみ減らし
シンボルキャラクター



クリンクルちゃん

事業所から排出されるごみは、
事業者自らの責任において適正に処理しなければならない
と法律で定められています。
正しく廃棄物を処理しましょう！

「事業系ごみ」とは？

営利、非営利を問わず、「すべての事業活動で発生するごみ」のことです。

つまり、学校や公民館、病院、社会福祉施設のほか、飲食店や事務所、個人商店
から発生するごみも「事業系ごみ」となります。



ご注意ください！

種類や量にかかわらず事業所内から出たごみは、**事業系ごみとなります**。例えば・・・

従業員が飲食した
弁当容器やペットボトル



少量のメモ用紙、
紙くず



理容室、美容室から出る
毛髪、シャンプー等の空き袋



少量であっても、家庭ごみの集積所には出せません

※町会や自治会等が行っている集団回収にも出せません。

処理をする際は、**市の処理施設に持ち込むか、市が許可した「一般廃棄物処理業者」に収集・運搬を委託**
してください。※詳細は4ページをご覧ください

1.事業者の責務

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 [抜粋] (平成5年9月24日施行)

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、単独に又は他の事業者と共同して、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(1) 自己処理責任

事業系活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること

責任



(2) 市政策への協力

ごみの減量、適正処理について、国や市の施策に協力すること

(3) 3Rの推進

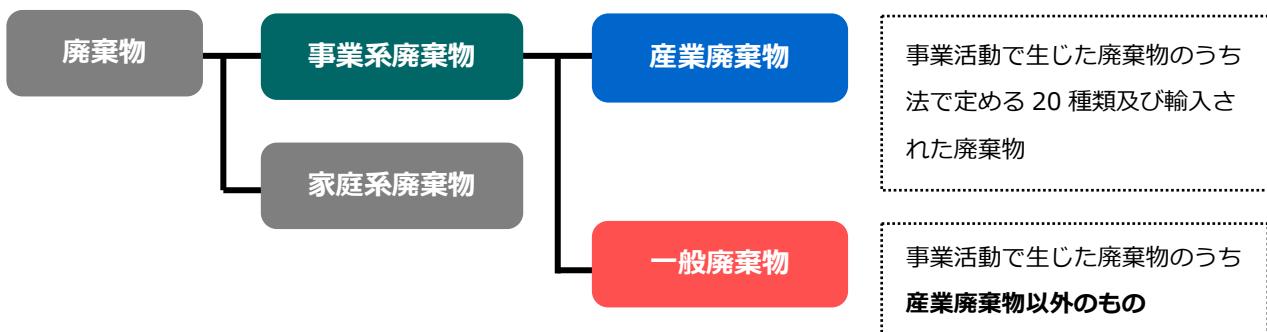
ごみの発生抑制、再利用、再生利用を促進することにより廃棄物の減量を図ること

※適正に処理するとは、法に定める処理基準に従って自己処理することや委託基準に従って委託処理することを指します。

※委託処理する場合、排出事業者は委託先が適切な許可を持つ者であること、適正に処理がされるかを確認して契約しなければなりません。

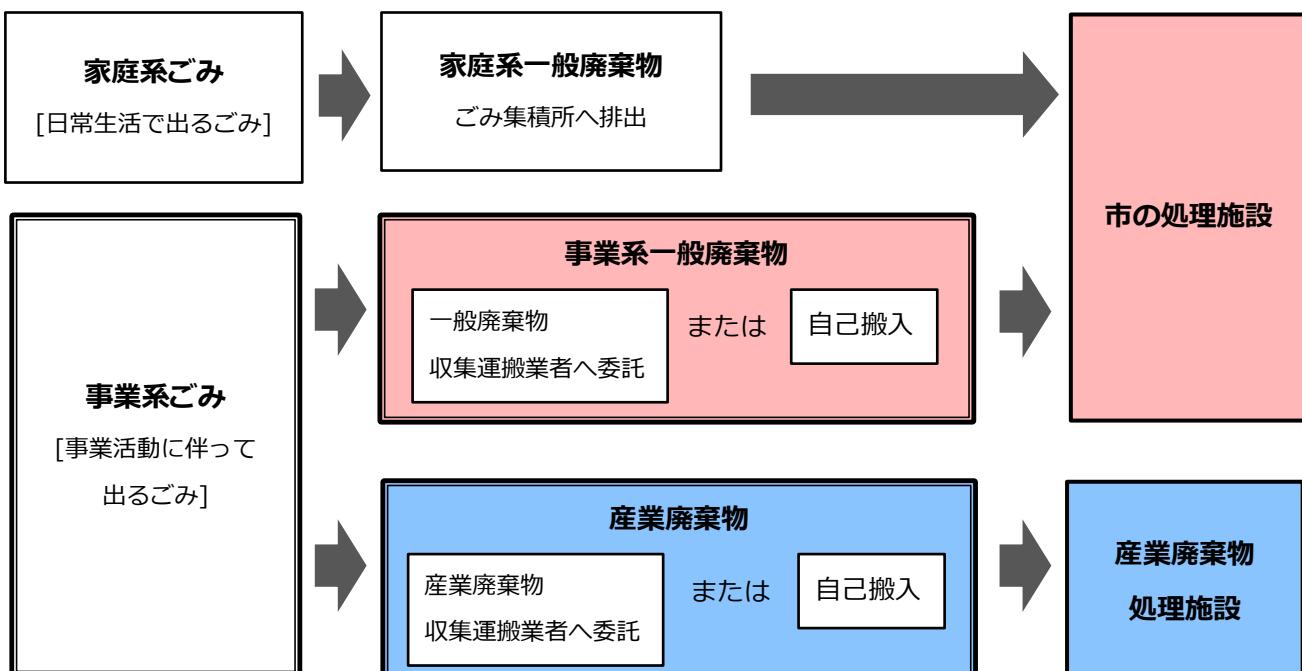
2. 廃棄物の区分

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却したりすることができない為に不要となった固形又は液状のものをいいます。



※上記に加えて産業廃棄物と一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある正常を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」と指定されます。

3. 事業系ごみの処理方法



- ・ 「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」は分けて出してください
- ・ 「一般廃棄物」と「産業廃棄物」は分別し、適正に処理してください

廃棄物処理法上の適正処理のルールを守らないと罰則を受ける場合があります。



事業活動に伴って生じる廃棄物を、家庭系ごみ集積所に出す行為は不法投棄とみなされますので、絶対に行わないでください。

産業廃棄物と処理について

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体

⑩以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

産業廃棄物は市では処理できません

産業廃棄物は事業者自ら処理しなければなりません。処理を委託する場合は、県から許可を受けている業者と契約してください。（※問い合わせ先は裏面を参照してください）

事業系一般廃棄物と処理について

[例]

- ・飲食店及び店舗等から出る生ごみ、紙くずなど
- ・事務所等から出る茶殻、紙くず、ティッシュなど



※生ごみ・紙くずは特定の事業活動によっては産業廃棄物となります。[例：食品製造業・製本業など]

※産業廃棄物でも家庭から出るごみと性状が同質で商店や事務所等から出る少量のものであれば、

一般廃棄物として市で処理できるものがあります。

[例：プラスチック類、ビン・缶類]

※詳細は別紙「事業系ごみの処理の仕方」を参照してください。

(1) 一般廃棄物処理業者との契約により処理する方法

- ・一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、市の許可受けている業者と契約しなければなりません。業者に依頼すると、契約に基づく処理費用が必要となります。
- ・連絡する場合は、事前に収集回収、収集時間、収集量、収集場所などを調べておくとスムーズに契約が行えます。[※問合せは下記を参照してください]

(2) 事業者自ら清掃工場に持ち込む方法

- ・持ち込めるものは、家庭から出るごみと性状が同質で、商店や事務所等から出る少量のものです。持ち込む際は、必ず事前に施設へ連絡してください。業種、ごみの種類、重量等を確認します。
- ・紙類、ペットボトル、有害ごみは搬入できません。直接紙問屋、民間資源化施設、販売店等にご相談ください。[※詳細は「事業系ごみの処理の仕方」をご確認ください]

4. お問い合わせ先

事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物の処理等について

松戸市廃棄物対策課 松戸市根本 387-5 ☎047-704-2010

一般廃棄物の処理業者の紹介について[産業廃棄物処理業者の紹介も可]

松戸市一般廃棄物処理事業協同組合事務局 ☎0120-5353-09 ☎047-312-2275

産業廃棄物について

産業廃棄物の処理等について

東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課 松戸市小根本 7 ☎047-361-2119

産業廃棄物の処理業者について

一般社団法人千葉県産業資源循環協会 ☎043-239-9920